

青森市国民健康保険事業における現状と今後の取組等について

1 青森市国民健康保険事業の基礎数値 (参考資料1参照)

2 新型コロナウイルス感染症の影響による青森市国民健康保険の対応 (参考資料2参照)

3 青森県国民健康保険運営方針

(1) 策定の目的

運営方針は、新たな国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を互いに共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域化・効率化の推進を図ることを目的とし、国民健康保険事業の運営に関する統一的な指針として県が策定したものである。

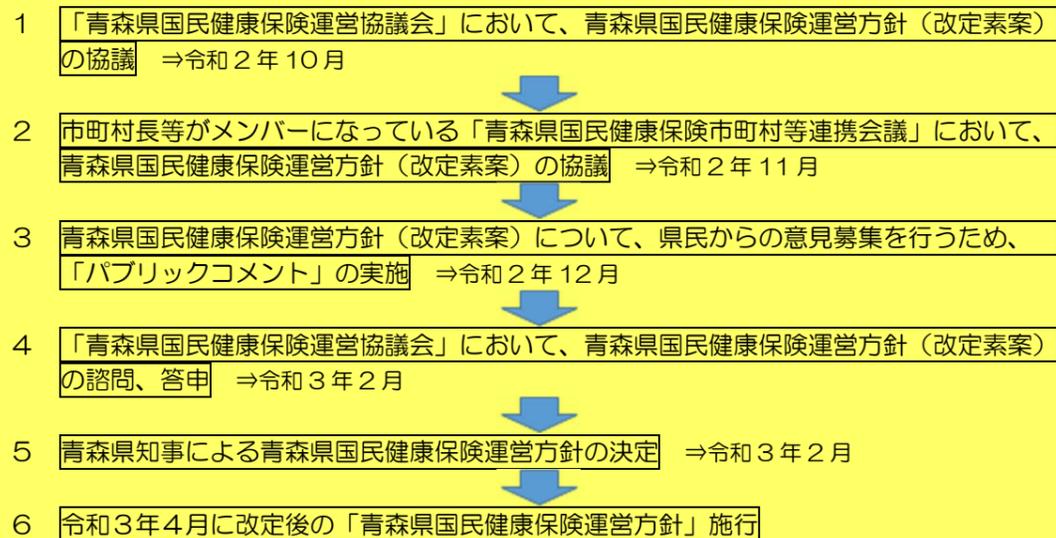
(2) 対象期間等

運営方針の対象期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間としているため、令和2年度において運営方針に基づく取組状況等の検証を行い、令和3年度に向けた改定を行うことになる。

(3) 改定の主な内容

- ①青森県国民健康保険特別会計の剰余金（繰越金）の取扱い、青森県財政安定化基金の用途及び市町村財政調整基金の用途などに係る記載を整理する。
 - ②納付金の算定方法と保険料水準の統一に向けた工程（算定方式の3方式への統一時期、医療費指数反映係数をゼロとする時期などに係る記載を整理する。
- ※詳細は(参考資料3)を参照。なお、参考資料3は、県内市町村（青森市は運協委員の意見等を含む。）の意見等を取り入れた令和2年9月17日時点の資料。

(4) 改定スケジュール（予定）



4 国民健康保険事業費納付金・市町村標準保険料率の算定手順等 (参考資料4参照)

(1) 国民健康保険事業費納付金とは

各市町村の国民健康保険被保険者が保険医療機関等を受診した際の保険給付費（医療費等）の次年度費用を当該年度に県が算定し、市町村が次年度に県から保険給付費（医療費等）の実額を交付される一方で、その算定額を県へ納付するものである。

(2) 国民健康保険事業費納付金

- ・平成30年度 7,354,337千円 ・平成31年度 8,016,367千円
- ・令和2年度 7,665,303千円

(3) 市町村標準保険料率とは

各市町村が県へ納付する「国民健康保険事業費納付金」の財源である保険料について、標準保険料率とおりに賦課・徴収すれば、必要な保険料を確保できる「参考料率」である。

(4) 令和元年度以降の納付金・標準保険料率等のスケジュール

- ①県は、毎年12月末頃に国が示す確定係数に基づき、市町村毎の納付金等、標準保険料率を確定する。
- ②市町村は、県が示した納付金等、標準保険料率を参考として、運協協議会等での議論を経て、保険税率を決定する。（税率等改定の場合は、3月又は6月議会にて条例改正予定）

(5) 激変緩和措置

①概要

平成30年4月からの国民健康保険の都道府県化に伴い、被保険者の保険税負担の急激な増加を回避するため、基準年度から1年当たりの伸び率が、一定割合を超える市町村に対して財源措置する。

②対象期間

平成30年度～令和5年度（6年間）

③実績値

- ・平成30年度 153,144千円 ・平成31年度 141,941千円
- ・令和2年度 118,539千円

5 青森市国民健康保険事業特別会計の決算状況等 (参考資料5参照)

6 令和2年度青森市国民健康保険事業重点事項 (参考資料6参照)

7 国民健康保険運営協議会関係法令・条例 (参考資料7参照)